

令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算審査意見書

1 審査の対象

令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算書及び決算審査資料
上記決算に関する証憑類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

2 審査日

令和8年7月1日

3 審査の方法

管理者から審査に付された決算書及び関係書類について、次のとおり審査を行った。

- (1) 法令に定められたすべての決算書及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているか、また、それらの計数は、正確であるか確認した。
- (2) 会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続により処理されているか、また、予算の執行は適正に行われているか検証した。
- (3) 経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されているか分析、検討した。

審査に当っては、関係職員に対し資料の提出や説明を求めるとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を参考にした。

4 審査の結果

令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算書及び関係書類は、法令に従い作成されており、その計数は、正確であると認められた。また、当年度の経営成績及び財政状態は、適正に表示されていると認められた。

会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続により処理されており、また、予算の執行も、適正に行われていると認められた。

経営は、地方公営企業法に定める経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されていると認められた。

5 審査意見

令和7年度の業務実績は、供用開始区域の拡大により、下水道普及率、接続戸数及び有収水量が前年度の実績を上回り、下水道使用料も増加している。この結果、収益的収支においては、下水道事業収益が増加し、減価償却費及び資産減耗費が前年度比増となり下水道事業費用も増加したが、当年度純利益は前年度に引き続き黒字となった。

経営指標に関する事項では、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す経費回収率は99.6%になり、前年度より着実に上昇しているが、引き続き経営戦略の目標値である100%を目指し、なお一層の経営努力が望まれる。

次に、埼玉県内で発生した下水道管の腐食に伴う道路陥没事故などにより国全体としての関心が集まる中、当組合では重大な事故もなく当年度事業を終えたことを確認した。

法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表す管きょ老朽化率について、令和7年度決算は0.0%であるが、令和8年度決算以降は法定耐用年数50年を経過する管きょが見込まれる。そのため、更新が必要となる管きょが増加することが予想され、引き続き計画的な改築更新事業を推進されたい。

さらに、交付金が要望額に対して満額交付されない状況が続く中、現在のところ事業の執行に大きな影響が出ていないことを確認した。施設の耐震化や老朽化対策など必要な改築更新事業については、市民の安全・安心を第一とした施設の予防保全、事故防止に向けた対策を望むとともに、事業の優先順位付けを適切に行い、効果的かつ効率的な事業運営を図られたい。

最後に、現在の物価上昇傾向が続くと事業が停滞するなど事態が急変することも見込まれるため、経営方針を大きく変化させるなど柔軟な対応に期待する。